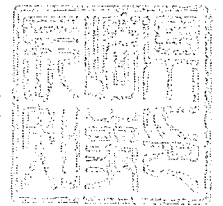


(参考様式第1号)

22農整第778号  
平成23年2月9日

農林水産省農村振興局長 様  
(九州農政局長経由)

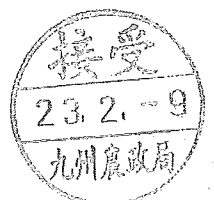
長崎県知事 中村 法道



### 長崎県における特認基準の変更について (提出)

このことについて、特認基準を制定したいので中山間地域等直接支払交付金  
実施要領の運用 (平成12年4月1日付け12構改B第74号構造改善局長通知)  
の第3の12の(2)に基づき、下記関係書類を添えて提出する。

記



# 1 特認基準

## 1) 特認基準を変更する理由及び必要性

長崎県においては、地域振興4法地域内の傾斜地と同等の自然的・経済的・社会的条件が不利な地域に対し、国のガイドラインを参考にして次のとおり設定し、平成12年度より支援を実施している。

※地域振興4法：特定農山村法、過疎法、半島振興法、離島振興法

(山村振興法、沖縄振興法、奄美郡島法及び小笠原諸島法については長崎県対象外)

本県の耕地は、平坦地に乏しく、水田の約48%が1/20以上、畑の約9%が15度以上の急傾斜地で全国都道府県の水田14%、畑4%に比較して著しく高い。団地単位では、地域振興立法指定地域外の地域においても指定地域内の対象農用地と同様の条件不利性を有する農地が存在していることから指定地域外においても県特認基準として認定している。

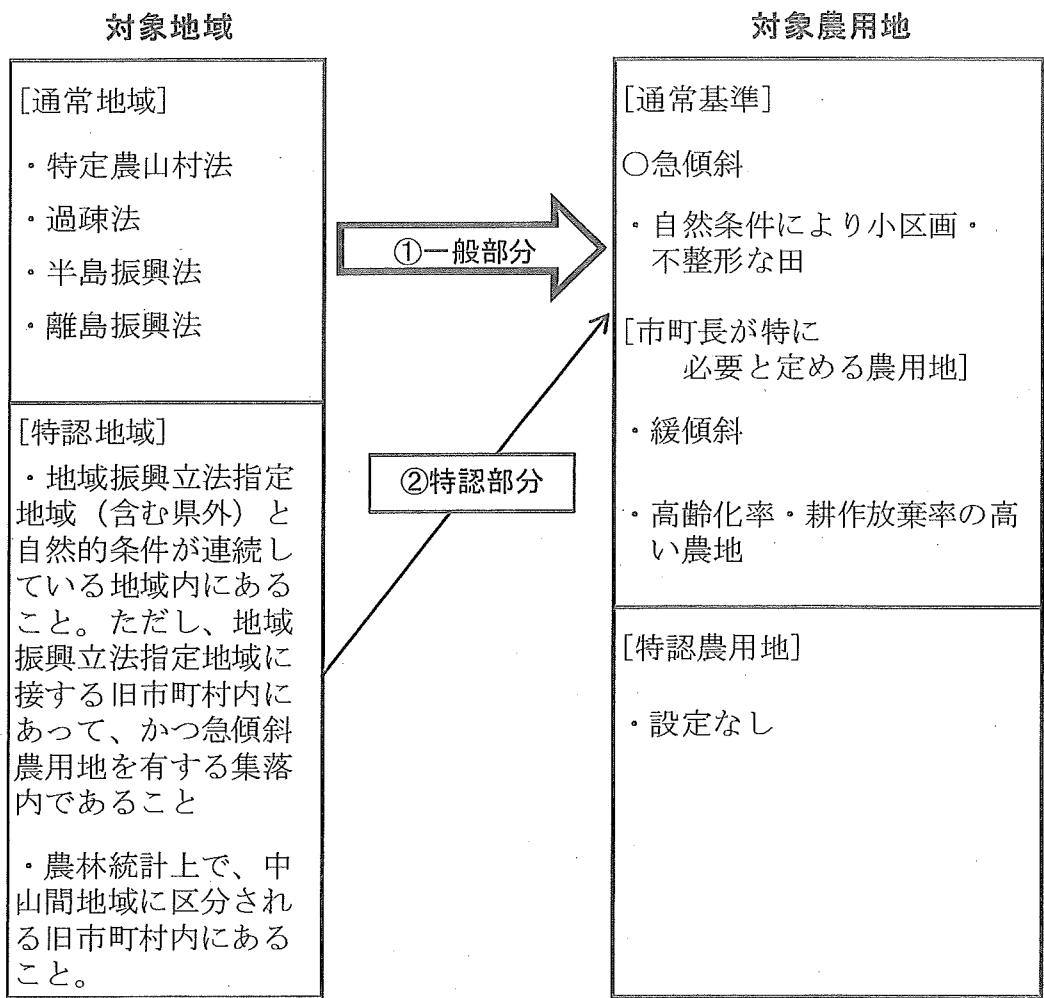
※指定地域外：4法指定地域に接する旧市町村、農林統計上の中山間地域

傾斜区分（農振農用地区域）

地目	傾斜	全国		九州			
		地域区分		地域区分		地域区分	
水田	1/20以上	14.2%	中山間	56.2%	20.8%	中山間	61.1%
	1/100～1/20	42.0%			40.3%		
	1/300～	23.9%	平地	43.8%	17.7%	平地	38.9%
	1/300未満	19.9%			21.2%		
畑	15度以上	3.5%	中山間	13.4%	7.0%	中山間	25.3%
	8度～15度	9.9%			18.3%		
	8度未満	86.6%	平地	86.6%	平地	74.7%	74.7%

地目	傾斜	長崎		長崎(離島地域)			
		地域区分		地域区分		地域区分	
水田	1/20以上	47.8%	中山間	83.1%	28.9%	中山間	74.0%
	1/100～1/20	35.3%			45.1%		
	1/300～	8.7%	平地	16.9%	17.6%	平地	26.0%
	1/300未満	8.2%			8.3%		
畑	15度以上	9.0%	中山間	34.2%	16.4%	中山間	54.6%
	8度～15度	25.2%			38.1%		
	8度未満	65.8%	平地	65.8%	平地	45.4%	45.4%

第4次土地利用基盤整備基本調査結果長崎県版（九州農政局 農村計画部）



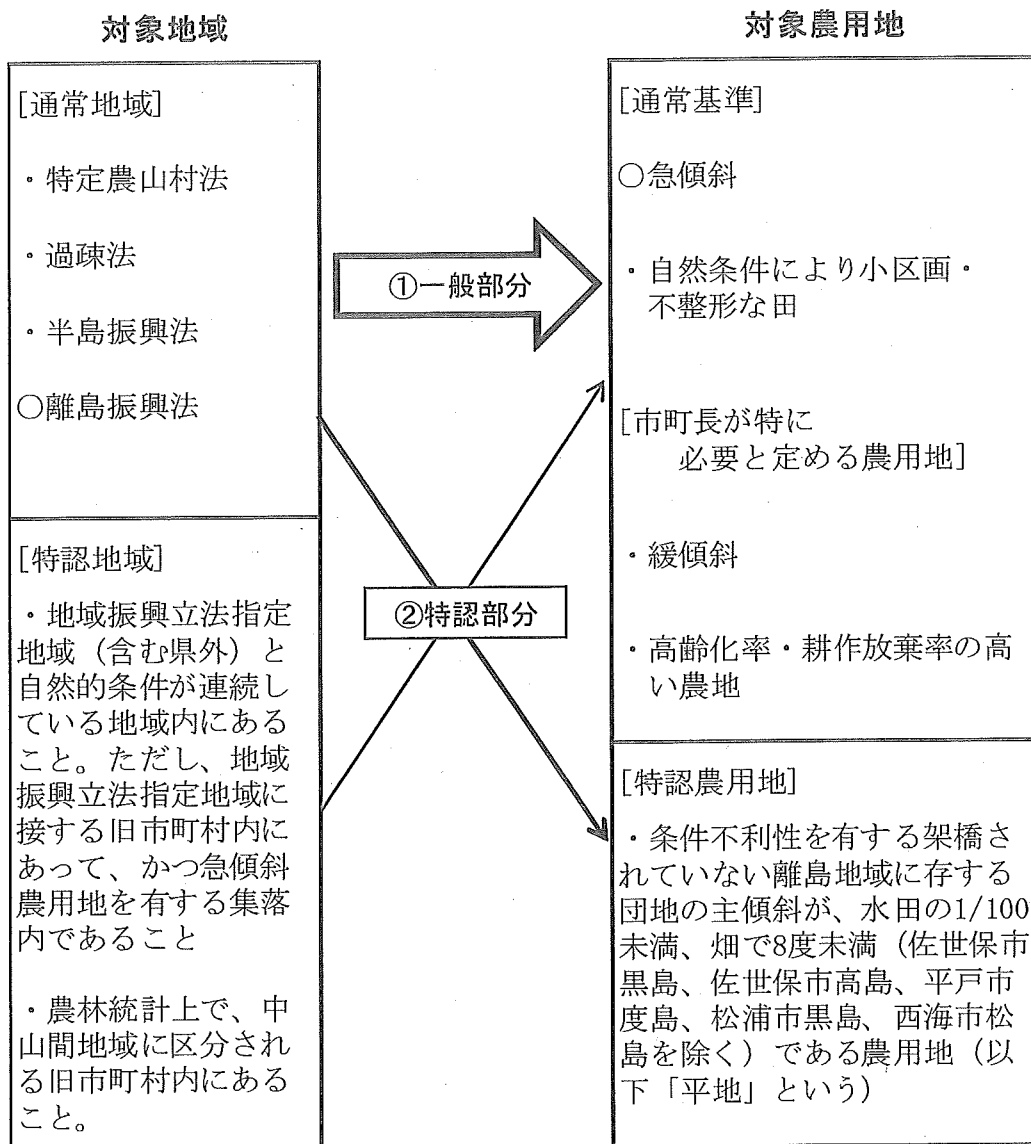
①一般部分（国が定める基準）

地域振興 4 法指定地域のうち、傾斜等により農業生産条件が不利な農用地

②特認部分

自然的・経済的・社会的条件が悪く農業生産条件が不利なものとして県知事が定める農用地

平成 23 年度から戸別所得補償制度の本格実施に当たり、中山間地域等直接支払制度が全国一律単価で実施される戸別所得補償制度の条件不利地域における適切な補完と位置づけられたことから、地域振興 4 法地域内の傾斜地以外の条件不利性が認められる特認農用地について、長崎県特認基準を次のように定める。



2) 特認農用地における地目別交付単価

地目	田	畑
交付単価 (10a 当り)	8,000円	3,500円

基準生産費とのコスト格差の試算においては、急傾斜単価（田 21,000 円、畑 11,500 円）も適用可能であるが、以下の現状を配慮し上記のとおり緩傾斜単価を適用する。

- ① 離島地域で、既に緩傾斜単価で3期対策に取り組んでいること。
- ② 離島の平地と現行制度で交付を受けている地域との均衡に配慮。

## 2 自然的・経済的・社会的条件の不利性を示すデータ

本県においては、旧市町村（昭和25年におけるもの）単位のうち8割が地域振興8法地域に指定されており、その中でも県土の45%を占める離島地域においては、傾斜条件不利性に加え、本土から隔絶され海上輸送等によらざるを得ない流通構造など離島特有の不利な面を有しており、生産農業所得が低水準となっている。

本県の島々は国土維持等の重要な役割を果たしているものの、近年人口の減少等によりその機能が弱体化してきている。農業はこれら離島地域において重要な産業であるとともに、自然環境の保全、地域社会の維持・発展に大きな役割を果たしている。

### ○離島・中山間地域の概況（平成20年）

（単位：戸、人、ha、億円）

地域	市町村	農家数	農業従事者	経営耕地面積	農業算出額	生産農業所得
中山間	9	9,803 (23)	19,979 (24)	8,126 (23)	25,450 (19)	5,840 (16)
離島	5	7,203 (17)	12,795 (16)	6,728 (19)	13,470 (10)	3,140 (8)
本土	9	24,950 (60)	48,898 (60)	20,148 (58)	94,030 (71)	28,780 (76)
県計	23	41,956 (100)	81,672 (100)	35,002 (100)	132,950 (100)	37,760 (100)

地域	農家1戸当り		生産農業所得（千円）		
	耕地面積（ha）	農業従事者（人）	1農家当り	農業従事者当り	10a当り
中山間	0.83	2.04	596	292	49
離島	0.93	1.78	436	245	29
本土	0.81	1.96	1,154	589	102
県計	0.83	1.95	899	462	74

農家数、農業従事者数、経営耕地面積：第56次長崎農林水産統計年報

農業算出額、生産農業所得：ポケット農林水産統計（市町別データ）H18～19

地域区分 2005年農林業センサス農山村地域調査による農業地域類型の基準指標第1次分類により区分

中山間：西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、平戸市、松浦市、江迎町、鹿町町、佐々町

離島：対馬市、壱岐市、五島市、新上五島町、小値賀町

本土：長崎市、長与町、時津町、諫早市、大村市、島原市、雲仙市、南島原市、佐世保市

### 3 農業生産条件の不利性を示すデータ

地域振興立法指定地域内の対象農用地内であって、本土地域と競争条件を低下させる要因となっている離島が抱える条件不利として、出荷輸送コストのほか、飼料、肥料、資材等の購入時にも輸送コストがかかっていることや、消費地までの輸送時間がかかることによって鮮度低下、本土へ販売活動を行う際の旅費負担など、本土地域であれば負担が必要ないものであり、離島にとっては不利条件となっている。

(長崎県調べ)

離島の農林水産物は必ず消費地である本土に輸送する必要があり、この輸送コストは離島の農林水産物の競争力を低下させる要因となっている。

以下引用部分(抄) (出典：平成22年3月長崎県離島振興協議会「離島振興対策基礎調査報告書」)

1. 輸送コストについて				
生産者側では、島外への輸送コストについてきちんと把握されている方は少なかったが、ヒアリングの結果得られた具体的な経費をまとめると下表のとおりとなる。				
(本土との輸送コスト)				
地域	品名	輸送経費	備考	聴取先
対馬市	繁殖牛	150 円/袋	飼料・肥料(牧草用)(20kg)	農業者
	アスパラガス	165 円/箱	(5kg)(福岡まで)	農協
	ミニトマト	180 円/箱	(4.8kg)(〃)	
	生しいたけ	300 円/箱	(4・2・1kg)(〃)	
	いんげん	300 円/箱	(2kg)(〃)	
	ふきのとう	300 円/箱	(2kg)(〃)	
	みかん	210 円/箱	(10kg)(〃)	
	木材	4,000 円/m <sup>3</sup>	船積費用 800円/m <sup>3</sup> (厳原港) 船運賃 2,500円/m <sup>3</sup> (伊万里港まで) 横待ち費用 700円/m <sup>3</sup> (伊万里市内)	
	木材	3,600 円/m <sup>3</sup>	船積費用 810円/m <sup>3</sup> (厳原港) 船運賃 1,900円/m <sup>3</sup> (伊万里港まで) 横待ち費用 650円/m <sup>4</sup> (伊万里市内)	森林組合
	イカ	210 円/箱	(福岡まで)	漁協
	マグロ	250 円/kg	(東京まで)	
	鮮魚	210 円/箱	(福岡まで)	
	活魚	12,600 円	水槽単位(小:80~100kg)(福岡まで)	
		25,200 円	水槽単位(中:100~120kg)	
		30,450 円	水槽単位(大:200~250kg)	
40,950 円	水槽単位(特大:400~500kg)			
壱岐市	イカ	200 円/箱	(福岡まで)	漁協
五島市	豚	3360 円/t	飼料(岡山から:荷揚げ経費含む)	農業者
		1330 円/頭	出荷(諫早まで)	
	木材	5,000~ 6,000円/m <sup>3</sup>	(長崎まで)	森林組合
新上五島町	鮮魚	230 円/箱	(長崎まで)	漁協
		200円前後/箱	(長崎まで)	
		230 円/箱	(佐世保まで)	
		250 円/箱	(福岡まで)	
		500 円/箱	(東京・大阪・京都まで)	

次に輸送コストの農林水産物への影響に関するヒアリング結果の内容は以下のとおりである。

以下引用部分（抄）（出典：平成22年3月長崎県離島振興協議会「離島振興対策基礎調査報告書」）

2. 農林水産業への影響について  
<農業関係>
- 農産物、畜産物ともに価格は低迷、特に廉価販売の大手スーパーは再生産価格を無視し、市場の価格決定権を支配している現状では、出荷額の改善は無理である。また、生産者としてのコスト削減策も限界であり、特に生産コスト（肥飼料、機材、油等）の引き下げは不可能というような状況である。あとは、輸送コスト（フェリー運賃）の引き下げしかない。  
休日の高速料金の引き下げで渋滞し、関西、関東方面への輸送が延着し、鮮度に影響が出ている。特に肥育牛にはストレスが高くなり影響が出ている。  
(壱岐市/農協)
  - 本土（福岡）の同業者と比較すると、30%程度利益が下がる。
    - ・肥料、資材等の島内への輸送費負担
    - ・出荷時の所要日数が1日余計かかり、その分鮮度が落ち、価格が低くなる。
    - ・出荷時の梱包資材は、本土では段ボール箱を使用しているが、壱岐では発砲スチロールを使用せざるを得ず、価格が5倍になる。(壱岐市/農業者)
  - 販売価格の低迷、飼料・資材の高騰で経営が成り立たない状況である。所得補償、価格補償、差額補填等のさらなる助成策がないとやっていけない。  
高い船賃は県外からの競り市参加者にも負担が大きい。競り市が活況すれば価格の改善、売り上げ増加も期待されるため、船賃の軽減策を望む。  
(壱岐市/農業者)
  - 輸送コストが高いため、嵩張らず、付加価値の高いアスパラガスなどへの作物変更を検討している。  
(対馬市/農業者)
  - 生産段階においても、肥料や資材に輸送コストがかかり二重の負担を強いられている。そのため、本土へのお荷野菜については、軽量で価格が安定し、鮮度持ちがよいものが振興されてきた。海上運賃等の助成・支援策が確立できれば、重量野菜等の出荷も可能性があり、新たな作物も期待できる。  
(五島市/農協)
  - 出荷しても、輸送にかかる経費の割合が多く、赤字になってしまう。  
(新上五島町/農業者)

### (農業生産条件の不利性（コスト格差）試算方法)

特認基準の設定にかかる対象地域の範囲については、真に条件不利の地域に限ることとされており、以下の項目について検討する。

#### 1) 地形等の要件

離島（架橋されていない離島）

#### 2) 対象地域の範囲

離島は共通した条件不利性があるため市町単位とする。なお、市町のうち一部のみが対象となる離島場合は旧市町単位

(該当地域)

対馬島地域・・・対馬市

壱岐島地域・・・壱岐市

五島列島地域・・・五島市、新上五島町

平戸諸島地域・・・小値賀町、佐世保市（宇久町）、平戸市（大島村）

※地理的に同等の条件を有するため下記離島も対象とする。

平戸諸島地域：佐世保市（黒島、高島） 松浦市（黒島）、

平戸市（度島）、西彼諸島：西海市（松島）

3) 耕作放棄率

全 国 9.7%

長崎県 27.1%

うち離島地域	対馬市	46.0%
	壱岐市	13.3%
	五島市	29.7%
	新上五島町	84.2%
	小値賀町	22.7%
	佐世保市宇久町	37.2%
	平戸市大島村	22.6%
	佐世保市黒島	90.2%
	佐世保市高島 (小佐々町)	47.9%
	松浦市黒島 (鷹島町)	36.5%
	平戸市度島 (平戸町)	59.8%
	西海市松島	80.4%

4) 生産費格差

当該地域の生産費等の調査が困難なため、便宜的に基準生産費等を用いて、当該地域において慣行栽培が行われている代表的な作物で算定。

ただし、一部の地域の畑作物においては代表作物となる基準生産費がないため、農林水産統計部公表の全算入生産費の対象作物の中から当該地域で生産されている品目にて算定。

該当地域	地目	代表品目	試算結果 (円/10a)	
対馬市	田	水稻	47,861	> (緩) 8,000円
	畑	大豆	22,625	> (緩) 3,500円
壱岐市	田	水稻	24,492	> (緩) 8,000円
	畑	大豆	13,664	> (緩) 3,500円
五島市	田	水稻	41,895	> (緩) 8,000円
	畑	小麦	23,060	> (緩) 3,500円
新上五島町	田	水稻	41,811	> (緩) 8,000円
	畑	大豆	70,665	> (緩) 3,500円
小値賀町	田	水稻	36,851	> (緩) 8,000円
	畑	小麦	24,162	> (緩) 3,500円
宇久町	田	水稻	40,612	> (緩) 8,000円
	畑	大豆	31,350	> (緩) 3,500円
大島村	田	水稻	38,734	> (緩) 8,000円
	畑	大豆	23,570	> (緩) 3,500円

該当地域	地目	代表品目	試算結果 (円/10a)	
佐世保市 (黒島、高島)	田	水稻	35,671	> (緩) 8,000円
平戸市 (度島)	田	水稻	55,861	> (緩) 8,000円
松浦市 (黒島)	田	水稻	41,895	> (緩) 8,000円
西海市 (松島)	田	水稻	41,811	> (緩) 8,000円

長崎県特認基準の改正について（案）

改正（案）	現行
<p>対象地域 （変更なし）</p> <p>対象農地 （1）<u>特認地域</u>においては、次に掲げる①かつ②の条件を満たす農地であること。 ①団地の主傾斜が、水田1/20以上、畑等で15度以上であること。 ②農振農用地区域内の1ha以上の一団の農地であること。</p> <p>（2）<u>条件不利性を有する架橋されていない離島地域に存する団地の主傾斜が、水田の1/100未満、畑で8度未満（佐世保市黒島、佐世保市高島、平戸市度島、松浦市黒島、西海市松島を除く）である農用地</u></p>	<p>対象地域 （1）<u>地域振興立法指定地域（含む県外）</u>と自然的条件が連続している旧地域内にあること。ただし、<u>地域振興立法4法指定地域に接する旧市町村内にあって、かつ急傾斜農地を有する集落内であること。</u></p> <p>（2）<u>農林統計上で、中山間地域に区分される旧市町村内にあること。</u></p> <p>対象農地 特認基準を適用する団地は、次に掲げる①かつ②の条件を満たす農地であること。 ①団地の主傾斜が、水田1/20以上、畑等で15度以上であること。 ②農振農用地区域内の1ha以上の一団の農地であること。</p>

(参考資料)

1. 生産費統計における対象品目別試算方法
  - 田の代表品目 水稲
  - 畑の代表品目 小麦、大豆
2. 耕作放棄率（旧市町村単位）
3. 石油価格の推移（平成 20 年 1 月～平成 22 年 11 月）
  - ガソリン
  - 軽油
4. 特認基準の対象地域図

## 農業生産条件の不利性（コスト格差）の試算

1. 対象地目 田（品目：水稻）
2. 検討地域 彦岐市、五島市、新上五島町、対馬市、小値賀町、佐世保市（宇久町）、平戸市（大島村）、佐世保市（黒島、高島）、平戸市（度島）、松浦市（黒島）、西海市（松島）
3. 算定式（当該地域における生産費等<sup>\*1</sup>－基準生産費等）×0.8>緩傾斜の単価  
<sup>\*1</sup> 当該地域の実生産費等＝（基準生産費等＋掛かり増し経費）×収量補正＋運送コスト

### 3-1 基準生産費

農業経営統計調査－農作物生産費統計の米生産費統計から、全国の10aあたり全算入生産費の直近5年中庸3年平均を算出。

区分	H17	H18	H19	H20	H21	5年中3年平均
米	146,687	143,538	140,030	146,754	143,434	144,553

よって 全国平均の基準生産費 144,553 円

### 3-2 掛かり増し経費

米の全算入生産費（全国平均）の物財費のうち、肥料費、農業薬剤費、光熱動力費、農機具費など、生産者において講入しなければならない費目について、実勢価格に変えて平成19年全国物価統計調査の全国物価地域差指数を準用して当該地域の物財費に換算。

- ①当該地域の掛かり増し経費（五島市、対馬市、彦岐市） 144,553 円+4,937 円=149,490 円
- ②当該地域の掛かり増し経費（新上五島町、小値賀町、宇久町）  
144,553 円+3,529 円=148,082 円
- ③当該地域の掛かり増し経費（大島村、西海市松島、平戸市度島、松浦市黒島）  
144,553 円+1,226 円=145,779 円
- ④当該地域の掛かり増し経費（佐世保市黒島、高島） 144,553 円+997 円=145,550 円

### 3-3 収量補正

農林水産省「作物統計 水稻」（平成17年～平成21年の5年中3年平均）

全国平均の収量：525kg/10a

- |                 |             |                                   |
|-----------------|-------------|-----------------------------------|
| ①対馬市の収量         | : 384kg/10a | 149,490 円 × (525/384) = 204,380 円 |
| ②彦岐市の収量         | : 449kg/10a | 149,490 円 × (525/449) = 174,793 円 |
| ③五島市の収量         | : 401kg/10a | 149,490 円 × (525/401) = 195,716 円 |
| ④新上五島町の収量       | : 395kg/10a | 148,082 円 × (525/395) = 196,817 円 |
| ⑤小値賀町の収量        | : 411kg/10a | 148,082 円 × (525/411) = 189,155 円 |
| ⑥宇久町の収量         | : 401kg/10a | 148,082 円 × (525/401) = 193,872 円 |
| ⑦大島村の収量         | : 399kg/10a | 145,779 円 × (525/399) = 191,814 円 |
| ⑧佐世保市(黒島、高島)の収量 | : 404kg/10a | 145,550 円 × (525/404) = 189,142 円 |
| ⑨平戸市(度島)の収量     | : 357kg/10a | 145,779 円 × (525/357) = 214,380 円 |
| ⑩松浦市(黒島)の収量     | : 390kg/10a | 145,779 円 × (525/390) = 196,240 円 |

⑪西海市(松島)の収量 : 400kg/10a 145,779円×(525/400)=191,334円

3-4 運送コスト

②杵岐市 : 375円/10a 174,793円+375円=175,168円

③五島市 : 1,206円/10a 195,716円+1,206円=196,922円

⑤小値賀町 : 1,462円/10a 189,155円+1,462円=190,617円

⑥宇久町 : 1,446円/10a 193,872円+1,446円=195,318円

⑦大島村 : 1,157円/10a 191,814円+1,157円=192,971円

①対馬市、④新上五島町、⑧佐世保市(黒島、高島)、⑨平戸市(度島)、⑩松浦市(黒島)及び

⑪西海市(松島)については、生産者側で輸送コストについて把握されてないため未計上

(算定結果)

①対馬市	(204,380円-144,553円) × 0.8 = <u>47,861円</u>	>8,000円
②杵岐市	(175,168円-144,553円) × 0.8 = <u>24,492円</u>	>8,000円
③五島市	(196,922円-144,553円) × 0.8 = <u>41,895円</u>	>8,000円
④新上五島町	(196,817円-144,553円) × 0.8 = <u>41,811円</u>	>8,000円
⑤小値賀町	(190,617円-144,553円) × 0.8 = <u>36,851円</u>	>8,000円
⑥宇久町	(195,318円-144,553円) × 0.8 = <u>40,612円</u>	>8,000円
⑦大島村	(192,971円-144,553円) × 0.8 = <u>38,734円</u>	>8,000円
⑧佐世保市(黒島、高島)	(189,142円-144,553円) × 0.8 = <u>35,671円</u>	>8,000円
⑨平戸市(度島)	(214,380円-144,553円) × 0.8 = <u>55,861円</u>	>8,000円
⑩松浦市(黒島)	(196,240円-144,553円) × 0.8 = <u>41,350円</u>	>8,000円
⑪西海市(松島)	(191,334円-144,553円) × 0.8 = <u>37,425円</u>	>8,000円